

建築主・設計者・施工者の皆様へ  
ご協力をお願い



# 現行基準での確認申請の申請は 令和7年3月14日(金)までに

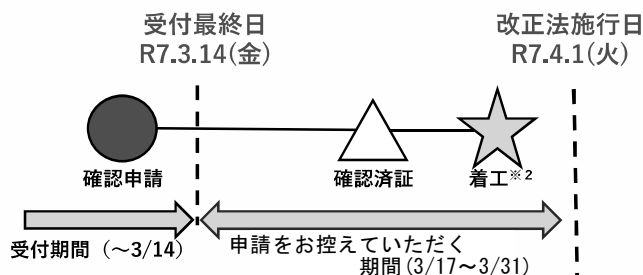
(一関市へ申請する場合)

**重要!**

建築基準法、建築物省エネ法が改正され令和7年4月1日から審査省略制度の対象範囲の見直しや省エネ基準の適合義務化などが開始されます。

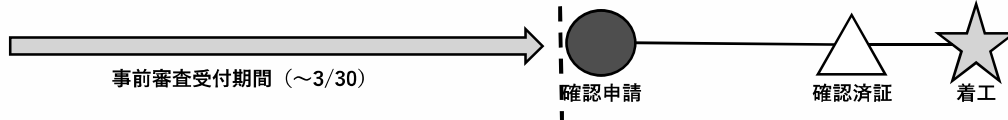
現行基準にて確認申請する場合、申請受付から確認済証交付まで一定の期間が必要になるため、令和7年3月14日(金)<sup>※1</sup>までに申請してください。

## ○現行基準で申請する場合



法改正の詳しい内容はこちら  
(国交省ホームページ)

## ○新基準で申請する場合



※1 一関市へ提出する場合

※2 現行基準が適用されるのは令和7年3月31日(月)までに着工した建築物

**注意**

○申請の内容によっては3月31日までに確認済証を交付できない場合があります。

○新基準で申請する場合は事前にご相談ください。

○年度末に申請が集中することが想定されますので、期日によらず早めの申請をお願いします。

ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。



一 関 市